

**ごみ処理施設整備運営事業
実施方針**

平成28年4月22日

桑名広域清掃事業組合

目 次

I	特定事業の選定に関する事項.....	1
II	民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	9
III	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	16
IV	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	17
V	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	17
VI	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	18
VII	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	19
VIII	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	19
	第1号様式	20
	別紙1 計画地案内図・施設配置図.....	21
	別紙2 事業スキーム図.....	23
	別紙3 予想されるリスク及び組合と事業者のリスク分担表（案）	24

はじめに

桑名広域清掃事業組合（以下「組合」という。）は、ごみ処理施設整備運営事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）」に準じて、DBO（Design（設計）－Build（建設）－Operate（管理運営））方式で実施することを予定している。

この実施方針は、特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたって、本事業の実施に関する方針として定めるものである。

実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

要項	定義
組合	桑名広域清掃事業組合をいう。桑名広域清掃事業組合は、桑名市、いなべ市（旧員弁町のみ）、木曾岬町及び東員町で組織する一部事務組合である。なお、本施設稼働後の構成団体は桑名市、木曾岬町及び東員町となる予定である。
本事業	民間事業者の創意工夫及びノウハウを活用し、本施設及び本施設関連施設の設計、建設及び管理運営業務を実施する「ごみ処理施設整備運営事業」をいう。
本施設	ごみ焼却施設をいう。
本施設関連施設	リサイクルプラザ（既設）、プラスチック圧縮梱包施設（既設）、管理棟（既設）、管理棟渡り廊下（既設・新設）、計量設備（新設）、外構等（構内道路、構内排水設備、門・囲障、外灯、洗車場、駐車場、調整池、井戸、車庫棟、植栽）（既設及び新設）から構成される施設を総称していう。
工事対象施設	本施設及び本施設関連施設のうち、工事対象となる施設をいう。
管理運営対象施設	本施設及び本施設関連施設のうち、管理運営対象となる施設をいう。
DBO方式	本施設のDesign（設計）、Build（建設）、Operate（管理運営）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
S P C	落札者の構成員が本事業の管理運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（Special-Purpose-Company）をいう。
事業者	組合と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。落札者の構成企業及びS P Cで構成される。
落札者	選定された入札参加者をいう。
設計企業	事業者のうち工事対象施設の設計を行う者をいう。
建設企業	事業者のうち工事対象施設の建設を行う者をいう。
管理運営企業	事業者のうち管理運営対象施設の管理運営を行う者をいう。
灰運搬企業	事業者のうち、主灰・飛灰の運搬を行う企業をいう（事業者提案により、主灰・飛灰の運搬を事業者にて行う場合に該当）。
灰資源化企業	事業者のうち、主灰・飛灰の資源化を行う企業をいう（事業者提案により、主灰・飛灰の資源化を事業者にて行う場合に該当）。
不燃残渣運搬企業	事業者のうち、不燃残渣の運搬を行う企業をいう。
不燃残渣処分企業	事業者のうち、不燃残渣の処分を行う企業をいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する企業又は企業グループをいう。
構成企業	入札参加者を構成する企業をいう。
構成員	入札参加者を構成する企業のうち、S P Cへ出資する企業をいう。
協力企業	入札参加者を構成する企業のうち、S P Cへ出資しない企業をいう。
代表企業	入札参加者を代表する企業をいう。S P Cへの最大出資者となる。
建設 J V	組合と建設工事請負契約を締結する設計企業と建設企業による共同企業体をいう。なお、設計企業と建設企業が同一企業である場合は設立しない。
入札説明書等	入札公告時に公表する、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、管理運営委託契約書（案）、灰運搬契約（案）、灰資源化契約（案）、不燃残渣運搬契約（案）、不燃残渣処分契約（案）をいう。

要項	定義
基本協定	落札者決定後すぐに、組合と落札者が締結するものであり、特定事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続きについて定めるものをいう。
基本契約	事業者に本事業を一括で発注するために、組合と事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、組合と建設JV等が締結する契約をいう。
管理運営委託契約	本事業の管理運営の実施のために、基本契約に基づき、組合とSPCが締結する契約をいう。
灰運搬契約	本事業の主灰・飛灰の運搬業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と主灰・飛灰の運搬企業と締結する契約をいう。
灰資源化契約	本事業の主灰・飛灰の資源化業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と主灰・飛灰の資源化企業と締結する契約をいう。
不燃残渣運搬契約	本事業の不燃残渣の運搬業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と不燃残渣の運搬企業と締結する契約をいう。
不燃残渣処分契約	本事業の不燃残渣の処分業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と不燃残渣の処分企業と締結する契約をいう。
特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約、管理運営委託契約、不燃残渣運搬契約、不燃残渣処分契約の5つの契約をまとめた総称をいう。 なお、事業者提案により、主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務を事業者にて行う場合は、上記5つの契約に加え、灰運搬契約、灰資源化契約を加えた7つの契約の総称をいう。
モニタリング	事業者が実施する設計、建設及び管理運営の実施状況について組合が行う監視をいう。

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

ごみ処理施設整備運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

ごみ処理施設

(3) 公共施設等の管理者

桑名広域清掃事業組合 管理者 伊藤 徳宇

(4) 事業目的

組合では平成15年3月に竣工した「RDF化施設」にて管内の可燃ごみを固形燃料化し、隣接する三重ごみ固形燃料発電所の燃料としてサーマルリサイクルを行ってきたが、県のRDF焼却・発電事業が平成32年度末に終了することに伴い、新たな可燃ごみ処理施設を整備することとした。

組合には施設の管理運営に必要な人材確保や設備の高度化への対応、複数施設に対する安全管理の確保などの課題があるが、本事業をこれらの課題解決の最適な機会と捉え、本施設の整備運営及び既設のリサイクルプラザ、プラスチック圧縮梱包施設等の運営を一体的な事業として実施することとした。

本事業は、積極的な資源及びエネルギーの回収により、循環型社会の形成を推進することを目指すとともに、民間事業者の技術的能力、経営能力等を活用する官民連携方式とし、効率的かつ効果的な施設整備及び管理運営の実現を目的として実施するものである。

(5) 本施設及び本施設関連施設の概要

本施設及び本施設関連施設の概要を以下に示す。また、計画地案内図・施設配置図を「別紙1 計画地案内図・施設配置図」に示す。

ア ごみ焼却施設（新設）

表1 ごみ焼却施設

基本条件	
(1) 事業予定地	三重県員弁郡東員町大字穴太地内
(2) 対象廃棄物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃残渣、災害廃棄物
(3) 処理方式	ストーカ方式
(4) 処理能力	174t/日（87t/日×2 炉）
(5) 稼働時間	24h/日
(6) 稼働開始時期	平成 33 年 4 月（予定）

イ リサイクルプラザ（既設）

表2 リサイクルプラザ

基本条件	
(1) 事業地	三重県桑名市多度町力尾地内
(2) 対象廃棄物	粗大ごみ、不燃ごみ、缶類、びん類、紙類、布類、不燃残渣、災害廃棄物
(3) 処理設備等	不燃・粗大処理施設（低速、高速回転破砕機） 缶選別施設 びん選別施設 ストックヤード（紙類・布類）
(4) 処理能力	不燃・粗大処理施設：55t/5h 缶選別施設：5t/5h びん選別施設：2t/5h
(5) 稼働時間	5h/日
(6) 稼働開始日	平成 14 年 12 月 1 日

ウ プラスチック圧縮梱包施設（既設）

表3 プラスチック圧縮梱包施設

基本条件	
(1) 事業地	三重県員弁郡東員町大字穴太地内
(2) 対象廃棄物	プラスチック製容器包装
(3) 処理設備等	プラスチック圧縮梱包施設（破袋機、圧縮梱包機等）
(4) 処理能力	17t/5h（8.5t/5h×2 系列）
(5) 稼働時間	5h/日
(6) 稼働開始日	平成 20 年 10 月 1 日

エ 管理棟（既設）

表 4 管理棟

基本条件	
(1)事業地	三重県桑名市多度町力尾地内
(2)建築構造	鉄筋コンクリート造3階建
(3)延床面積	2,725.54 m ²

(6) 事業内容

ア 事業方式

本事業はPFI法に準じて実施するものであり、事業者が、組合の所有となる工事対象施設についての設計・建設業務と管理運営対象施設についての管理運営業務とを一括して受託するDBO方式とする。なお、本事業は、循環型社会形成推進交付金事業として実施する。

イ 契約の形態

- (ア) 組合と事業者は、基本契約を締結する。
- (イ) 基本契約に基づいて、組合は、設計企業と建設企業による建設JV等と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。
- (ウ) 基本契約に基づいて、組合は、SPCと管理運営委託契約を締結する。
- (エ) 基本契約に基づいて、組合は、不燃残渣運搬企業と不燃残渣運搬契約を締結する。
- (オ) 基本契約に基づいて、組合は、不燃残渣処分企業と不燃残渣処分契約を締結する。
- (カ) 事業者提案により、主灰・飛灰の運搬を事業者にて行う場合、基本契約に基づいて、組合は、灰運搬企業と灰運搬契約を締結する。
- (キ) 事業者提案により、主灰・飛灰の資源化を事業者にて行う場合、基本契約に基づいて、組合は、灰資源化企業と灰資源化契約を締結する。
- (ク) 基本契約、建設工事請負契約、管理運営委託契約、不燃残渣運搬契約、不燃残渣処分契約の5つの契約をまとめた特定事業契約（事業者提案により、主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務を事業者にて行う場合は、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)の5つの契約に加え、(カ)、(キ)を加えた7つの契約)の各々についての締結主体を「別紙2 事業スキーム図」に示す。

ウ 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- (ア) 設計・建設期間：契約締結日から平成33年3月まで
- (イ) 管理運営期間：平成33年4月から平成53年3月までの20年間

なお、設計・建設期間については、事業者提案による短縮も認める予定である。事業者提案による設計・建設期間の短縮を組合が認めた場合、管理運営期間は、事業者

提案による設計・建設期間終了から20年間となる。

エ 事業期間終了後の措置

組合は本施設を竣工から30年以上使用する予定である。事業者は本施設について、30年以上の使用を前提として本事業を行うものとする。

事業者は、事業期間終了時に、管理運営対象施設を組合の定める明け渡し時における施設の要求水準を満足する状態を保って、組合に引継ぐものとする。

なお、管理運営対象施設の事業期間終了時の措置について、管理運営開始後15年目の時点において、組合及び事業者は協議を開始するものとする。

オ 事業の対象となる業務範囲

本事業の対象となる業務範囲を以下に示す。なお詳細については、入札公告時に公表する「要求水準書」に示すとおりとする。

(ア) 事業者が行う業務

a 工事対象施設の設計・建設業務

- (a) 工事対象施設の新設設計及び既設の給排水・電気設備等切替・改良（付随する解体・撤去含む）設計
- (b) 工事対象施設の新設工事及び既設の給排水・電気設備等切替・改良（付随する解体・撤去含む）工事
- (c) 測量・地質等の組合が提示する調査結果以外に必要な調査
- (d) 組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という）申請支援
- (e) 組合の環境影響評価に関する支援
- (f) 組合が行う許認可申請支援
- (g) 建設工事に係る許認可申請
- (h) 住民対応（事業者が負担すべき対応）

b 管理運営対象施設の管理運営に関する業務

(a) 管理運営対象施設の管理運営業務

- 1) 受入業務
- 2) 運転管理業務
- 3) 物品・用役調達業務
- 4) 維持管理業務（本施設関連施設（既設）については50万円以上の修繕・設備更新を除く）
- 5) 環境管理業務
- 6) 処分・資源化業務
 - a) 主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務

本施設から発生する主灰・飛灰の資源化については、基本的に組合が行うことを想定しているが、事業者提案により、事業者自ら実施することも認め

る予定である。事業者自ら行う場合、事業者のうち灰運搬企業及び灰資源化企業は、基本契約に基づき、それぞれ灰運搬業務及び灰資源化業務を行うこと。

b) 缶類圧縮成形品、カレット、紙類、布類、金属類等の資源化業務

管理運営対象施設から発生する缶類圧縮成形品、カレット、紙類、布類、金属類（本施設からの焼鉄も含む）、小型家電、ペットボトルについて、資源化を行うこと。

c) 可燃残渣・不燃残渣の処分業務

リサイクルプラザ及びプラスチック圧縮梱包施設から発生する可燃残渣を本施設へ運搬し、焼却処理を行うこと。また、管理運営対象施設から生じる処理後の不燃残渣について、事業者のうち不燃残渣運搬企業及び不燃残渣処分企業は、基本契約に基づき、それぞれ不燃残渣運搬業務及び不燃残渣処分業務を行うこと。

7) 余熱利用業務

余熱利用業務のうち、余剰電力の売電業務については、基本的に組合が行うことを想定しているが、事業者提案により事業者自ら実施することも認める予定である。

8) 安全管理業務

9) 情報管理業務

10) 啓発業務（事業者が負担すべき範囲）

11) その他関連業務（住民対応業務（事業者が負担すべき範囲）、植栽管理業務、財産管理業務（事業者が負担すべき範囲））

12) その他これらを実施するうえで必要な業務

(イ) 組合が行う業務

a 工事対象施設の設計・建設業務

(a) 一般廃棄物処理計画等に基づく管理

(b) 交付金申請

(c) 環境影響評価

(d) 組合が行う許認可申請

(e) 工事対象施設の設計・建設工事監理

(f) 住民対応業務（組合が負担すべき範囲）

(g) その他これらを実施するうえで必要な業務

b 管理運営対象施設の管理運営業務

(a) 一般廃棄物処理計画等に基づく管理

(b) 主灰・飛灰等の運搬業務及び資源化業務

※基本的に組合が行うことを想定しているが、事業者提案により、事業者自ら実施することも認める予定である（詳細は前記（ア）参照）。

(c) 余熱利用業務（売電業務のみ）

※基本的に組合が行うことを想定しているが、事業者提案により事業者自ら実施することも認める予定である（詳細は前記（ア）参照）。

(d) 本施設関連施設（既設）の維持管理業務（50万円以上）

(e) プラスチック製容器包装圧縮梱包品の資源化

(f) 本事業の管理運営モニタリング

(g) 住民対応業務（組合が負担すべき範囲）

(h) 啓発業務（組合が負担すべき範囲）

(i) その他これらを実施するうえで必要な業務

カ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

(ア) 工事対象施設の設計・建設に係る対価

組合は、工事対象施設の設計業務及び建設業務に係る対価について、施設整備費として建設JV等に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

(イ) 管理運営対象施設の管理運営に係る対価

組合は、事業者が実施する管理運営対象施設の管理運営業務（主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務並びに不燃残渣の運搬業務及び処分業務を除く）に係る対価を、管理運営業務委託料として管理運営期間にわたってSPCに支払う。管理運営業務委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定することができるものとする。

なお、管理運営業務委託料は、固定料金（一般廃棄物の処理量等に関わらず発生する人件費や補修費等）と変動料金（一般廃棄物の処理量等に応じて変動する燃料費や薬剤費等）から構成されるものとする。

(ウ) 主灰・飛灰の運搬及び資源化に係る対価

事業者提案により、主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務を事業者自ら行う場合、組合は、灰運搬企業及び灰資源化企業が実施する灰運搬業務及び資源化業務に係る対価を、灰運搬業務委託料及び灰資源化業務委託料として、管理運営期間にわたって灰運搬企業及び灰資源化企業に支払う。委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定することができるものとする。

なお、灰運搬業務委託料及び灰資源化業務委託料は変動料金（焼却灰の処理量に応じて変動する運搬費等）から構成されるものとする。

ただし、主灰・飛灰の運搬業務及び資源化業務を事業者自ら行わない場合、灰運搬業務委託料及び灰資源化業務委託料は発生しない。

(エ) 缶類圧縮成形品、カレット、紙類、布類、金属類等の資源化による収入

SPCは、管理運営対象施設から発生する缶類圧縮成形品、カレット、紙類、布類、金属類（本施設からの焼鉄も含む）、小型家電、ペットボトルについて、全量有効利用するものとし、売却することにより得られる収入を自らの収入とする。

(オ) 不燃残渣の運搬及び処分に係る対価

組合は、不燃残渣運搬企業及び不燃残渣処分企業が実施する不燃残渣運搬業務及び処分業務に係る対価を、不燃残渣運搬業務委託料及び不燃残渣処分業務委託料として、管理運営期間にわたって不燃残渣運搬企業及び不燃残渣処分企業に支払う。委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定することができるものとする。

なお、不燃残渣運搬業務委託料及び不燃残渣処分業務委託料は変動料金（不燃残渣の処理量に応じて発生する運搬費等）から構成されるものとする。

(カ) 売電収入

事業者提案により、売電業務を事業者自ら行う場合、SPCは、本事業の実施に必要な電力を自らの責任と費用で確保するとともに、余剰電力が生じる場合は、電気事業者と直接契約することにより得られる売電収入を自らの収入とする。

なお、売電業務を事業者自ら行わない場合、売電収入はSPCの収入とはならない。

キ 組合が申請を予定している交付金について

組合は、本事業の実施に関して、交付金事業の適用を予定している。交付金の申請等の手続きは組合において行うが、事業者は申請手続きに必要な書類の作成等について組合を支援するものとする。

(7) 事業スケジュール（予定）

ア 落札者の選定	平年 29 年 3 月
イ 特定事業契約の仮契約の締結	平成 29 年 5 月
ウ 特定事業契約の契約議案の議会への提出	平成 29 年 5 月
エ 特定事業契約の本契約の締結	平成 29 年 5 月
オ 設計・建設期間	契約締結日～平成 33 年 3 月 (事業者提案による短縮可)
カ 管理運営期間	平成 33 年 4 月～平成 53 年 3 月 (20 年間) ※

※事業者提案による設計・建設期間の短縮を組合が認めた場合、管理運営期間は、事業者提案による設計・建設期間終了から 20 年間となる。

(8) 地域貢献

事業者は、設計・建設の実施において、地元業者の活用や資材調達、地域産資材の利用に努めるとともに、管理運営の実施においても地域内での雇用確保に努めるなど、本事業を通じて地域への貢献に配慮する。

(9) 関係法令等の遵守

組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定基準

本事業をPFI法に準ずる事業として実施することにより、事業期間を通じた組合の財政負担の縮減を期待できる場合又は組合の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

組合の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。また、公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

組合は、特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。なお、選定結果は、組合のホームページ (<http://www.recycle-mori.jp/>)にて公表する。

II 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の規定に基づき、一般競争入札総合評価落札方式により行う予定である。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

表5 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

平成28年4月22日（金）	実施方針の公表
平成28年5月9日（月） ～5月20日（金）	実施方針に対する質問・意見の受付
平成28年6月17日（金）	実施方針に対する質問・意見への回答の公表
平成28年7月中旬	特定事業の選定・公表
平成28年8月上旬	入札公告（入札説明書等の公表）
平成28年8月下旬	質問の受付（第1回）
平成28年9月中旬	質問回答の公表（第1回）
平成28年10月上旬	参加表明書、資格審査申請書類受付
平成28年10月中旬	資格審査結果の通知
平成28年11月上旬	質問の受付（第2回）
平成28年11月中旬	質問回答の公表（第2回）
平成29年1月上旬	提案書の受付（入札）
平成29年3月下旬	落札者の決定及び公表
平成29年4月	基本協定締結
平成29年5月	特定事業契約の仮契約締結
平成29年5月	特定事業契約の本契約締結

(2) 応募手続き等

ア 実施方針に対する質問・意見の受付

実施方針に対する質問・意見を、第1号様式により以下のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間：平成28年5月9日（月）～5月20日（金）午後3時

(イ) 提出方法：意見の提出方法は、添付の第1号様式に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel形式）を添付し、桑名広域清掃事業組合建設準備室に送信して提出すること。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

○Eメール：kseisom@city.kuwana.mie.jp

○電話番号：0594-31-1031

イ 実施方針に対する質問・意見への回答

提出された質問・意見への回答は、平成28年6月17日（金）までに、組合のホー

ムページ (<http://www.recycle-mori.jp/>)において公表する。ただし、提出者名は公表しない。なお、「質問」として提出された場合であっても、記載内容が「意見」であると組合が判断した場合は、「意見」として取扱い、また「質問」の内容が本事業の実施に直接関係のない場合は、回答を差し控えることがある。

ウ 特定事業の選定・公表

実施方針に対する意見を踏まえ、PFI法に準ずる事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、平成28年7月中旬に組合のホームページ (<http://www.recycle-mori.jp/>)にて公表する。

エ 入札公告（入札説明書等の公表）

平成28年8月上旬に入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び特定事業契約書（案）を公表し、入札公告を行う。

オ 入札公告以降の手続きについて

入札公告以降の手続きについては、入札説明書において提示する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、設計企業、建設企業、管理運営企業を含む複数の企業のグループ（一企業がこれらの役割のいくつかを兼任することも認める。）により構成されるものとする。
- イ 入札参加者は、構成員及び協力企業から構成されるものとし、これら以外の者の入札参加者への参画は認めない。
- ウ 入札参加者の構成企業のうち、プラントの設計企業及び建設企業、並びに管理運営企業は、構成員とする。なお、建屋の設計企業及び建設企業は、構成員又は協力企業とする。
- エ 入札参加者の構成企業のうち、事業者提案により、事業者自ら灰運搬業務及び灰資源化業務を行う場合、灰運搬企業及び灰資源化企業は協力企業とする。
- オ 入札参加者の構成企業のうち、不燃残渣運搬企業及び不燃残渣処分企業は協力企業とする。
- カ 入札参加者は、構成員のうちプラントの設計及び建設企業について、組合との交渉窓口となる代表企業とすること。また、代表企業はSPCへの最大出資者とする。
- キ 入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出時に、構成員及び協力企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。
- ク 本事業の設計・建設業務を建設JVにより実施する場合は、特定建設工事共同企業

体(甲型)とするとともに、代表企業が建設JVの代表者となるものとする。また、桑名広域清掃事業組合発注の建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱によるものとする。

- ケ 参加表明書提出以後、入札参加者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、組合と協議のうえ、これを決定する。
- コ 入札参加者の構成企業は、原則として、他の入札参加者の構成企業になることはできない。ただし、協力企業のうち、灰運搬企業及び灰資源化企業並びに不燃残渣運搬企業及び不燃残渣処分企業については、この限りでない。
- サ 落札者は、仮契約締結時までにSPCを桑名市、木曾岬町及び東員町のいずれかに設立するものとする。落札者の構成員は全てSPCへ出資することとし、構成員以外の者の出資は認めない。
- シ SPCに出資する全ての構成員は、特定事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し続けるものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(2) 入札参加者の要件

入札参加者の構成企業は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ 構成企業の役割に応じて、参加表明書の提出期限日において、平成28年度の桑名市、木曾岬町又は東員町のいずれかの入札参加資格者名簿に登録をしていること。
- エ 工事対象施設のうちプラントの設計及び建設を実施する企業は構成員とし次の要件を全て満たしていること。なお、プラントの設計及び建設を実施する者は同一企業とする。
 - a 建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
 - b 建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において1,000点以上であること。
 - c 地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の全ての要件に当てはまるストーカ炉の元請での設計及び建設実績を2件以上有すること。
 - (a) 2002年12月以降に竣工した施設
 - (b) 施設規模174t/日以上かつ、1炉当たり87t/日以上施設
 - (c) 焼却廃熱を利用したボイラータービン発電設備を有する施設
 - d 参加表明書の提出期限日において桑名市、木曾岬町又は東員町のいずれかの入札参加資格者名簿において、清掃施設工事に登録されていること。
- オ 工事対象施設のうち建屋の設計及び建設を実施する企業は、構成員又は協力企業とし次の要件を全て満たしていること。なお、設計と建設に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である。この場合、それぞれの企業に設定してい

る要件を、単独で全て満たすこと。

(ア) 建屋の設計を実施する企業

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 地方公共団体の一般廃棄物処理施設（焼却施設）の建屋の設計実績が 1 件以上あること。

(イ) 建屋の建設を実施する企業

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- b 建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において 1,000 点以上であること。
- c 地方公共団体の一般廃棄物処理施設（焼却施設）の建屋の建設実績が 1 件以上あること。
- d 参加表明書の提出期限日において桑名市、木曾岬町又は東員町のいずれかの入札参加資格者名簿において、建築一式に登録されていること。

カ 管理運営企業は入札参加者の構成員とし、次の要件を全て満たしていること。なお、複数の構成員で管理運営業務を実施する場合は、(ア) は運転管理業務及び維持管理業務を行う全ての構成員が満たすものとし、(イ) 及び (ウ) は運転管理業務を行う構成員が満たすものとし、(エ) は運転管理業務又は維持管理業務を行う構成員が満たすものとし、(オ) は維持管理業務を行う構成員が満たすものとする。

(ア) 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していること。

(イ) 一般廃棄物を対象とし、2002 年 12 月以降に竣工したストーカ炉施設の運転管理実績を 2 件以上有していること。また、焼却廃熱を利用したボイラータービン発電設備の運転管理実績を 2 件以上有していること。

(ウ) 高速回転式破砕機を有する廃棄物処理施設の運転管理実績を 2 件以上有していること。

(エ) 廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、(イ) の要件の施設において現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として管理運営開始後 2 年間以上配置できること。

(オ) 参加表明書の提出期限日において桑名市、木曾岬町又は東員町のいずれかの入札参加資格者名簿において、清掃施設工事に登録されている者で、建設業法第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

キ 灰運搬企業、灰資源化企業及び不燃残渣運搬企業、不燃残渣処分企業は協力企業とし、それぞれを別企業によって実施することが可能である。この場合、それぞれの企業に設定している要件を、各企業が単独ですべて満たすこと。

(ア) 灰運搬企業

- a 廃棄物の運搬に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
- b 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定に基づく一般貨物自動車運送業許可を有すること。ただし、灰資源化企業が自社の資源化施設において灰の資源化処理を行うに当たり自らが灰の運搬も行う場合はこの限りでない。

(イ) 灰資源化企業

- a 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
- b 地方公共団体の一般廃棄物処理施設から生じる焼却灰の資源化処理実績を有すること。

(ウ) 不燃残渣運搬企業

- a 廃棄物の運搬に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
- b 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定に基づく一般貨物自動車運送業許可を有すること。ただし、不燃残渣処分企業が自社の処分施設において不燃残渣の処分を行うに当たり自らが不燃残渣の運搬も行う場合はこの限りでない。

(エ) 不燃残渣処分企業

- a 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
- b 地方公共団体の一般廃棄物処理施設から生じる不燃残渣の処分実績を有すること。

(3) 入札参加者の構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当する者
- イ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始命令がなされている者。
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立がなされている者又は同法附則第2条の規定による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条若しくは第133条の規定による破産の申立てがなされている者。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立を

している者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立をしている者。（手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）

- オ 桑名市、木曾岬町及び東員町のいずれかの入札参加者指名停止基準で定める指名停止基準に該当する者及び他の公共団体の指名停止処分を受けている期間中である者。
- カ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項及び第 26 条第 2 項の規定に基づく処分を受けている者。
- キ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 号の規定による営業停止の期間中である者。
- ク 直前 1 年間の国税及び市・町税を滞納している者。
- ケ 桑名市、木曾岬町及び東員町のいずれかの暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者。
- コ P F I 法第 9 条の各号の規定に該当する者。
- サ 本事業に係るアドバイザー業務に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所、また、これらと資本面及び人事面において関連のある者。（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者もしくは当該企業が発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。本項において、以下同じ。）
- シ ごみ処理施設整備専門委員会の委員と資本面及び人事面において関連のある者

（４）参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

4 審査及び選定に関する事項

（１）事業提案内容の審査

事業提案の審査は、学識経験者等で構成されるごみ処理施設整備専門委員会（以下「専門委員会」という。）において行う。なお、構成員又は協力企業が、実施方針の公表から落札者の決定及び公表までに、専門委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

（２）審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

組合は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具

備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ 入札書類審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従い、専門委員会において総合評価により入札書類の審査を行い、最優秀提案を選定し、組合に提言する。

ウ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する「落札者決定基準」に示すとおりとする。

エ 審査結果

組合は専門委員会の提言を受けて事業者を決定し、審査結果を公表する。

(3) 著作権

入札提案書類に含まれている著作物の著作権は、入札参加者に帰属するものとし、組合に帰属しない。ただし、公表、展示、その他組合がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、組合は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(4) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、商標権等に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うものとする。

Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本事業で実施する整備及び管理運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び組合と事業者の責任分担は、原則として「別紙3 予想されるリスク及び組合と事業者のリスク分担表（案）」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約に定めるものとする。

3 事業の実施状況のモニタリング

組合は、事業者が本事業で実施する整備及び管理運営について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定める。

IV 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 計画地に関する事項

表6 計画地の概要

所在地	三重県員弁郡東員町大字穴太地内 及び 三重県桑名市多度町力尾地内
敷地面積	約 2.8ha※1
都市計画区域	区域内
用途地域	指定なし
防火地域	指定なし（法 22 条区域）
高度地区	指定なし
その他地域・地区	なし
建ぺい率	60 %以下
容積率	200 %以下
保安林	指定なし
農用地	指定なし
自然公園	指定なし
鳥獣保護区	指定なし
砂防指定区域	区域内※2
地すべり防止区域	指定なし

※1：別紙1図2の黒線枠内の面積

※2：建設予定地は原則区域外であるが、桑名市に設置されている既存施設が区域内であることから、造成工事等により区域内の雨水流入量等が変更する場合は対象となる。

V 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2 管轄裁判所

特定事業契約に関する紛争については、津地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとるものとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、組合は、特定事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は、特定事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により組合が特定事業契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- (1) 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、組合は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、管理運営委託契約についても解除することができる。
- (2) 管理運営期間においては、組合及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、管理運営委託契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

Ⅶ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

組合は、P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置の支援を予定していない。

2 その他の支援

国等が実施する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を事業者が受けられる場合、組合は、受けることができるよう努める。

Ⅷ その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

組合は、平成 29 年 5 月（予定）の組合議会において、建設工事請負契約を対象として議決を受ける予定である。

2 情報提供

情報提供は、適宜、組合のホームページ (<http://www.recycle-mori.jp/>) において行う。

3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4 実施方針に対する問合せ先

実施方針に対する問合せ先は、次のとおりとする。

桑名広域清掃事業組合 建設準備室

〒511-0125

三重県桑名市多度町力尾

電 話 0594-31-1031

F A X 0594-31-1032

Eメール kseisom@city.kuwana.mie.jp

第1号様式

(第1号様式)

平成28年 月 日

実施方針に対する質問及び意見

(あて先) 桑名広域清掃事業組合 管理者

質問及び意見者 会社名
所在地
担当者
氏名
所属
電話
FAX
E-Mail

ごみ処理施設整備運営事業の実施方針に対して、以下の質問及び意見がありますので提出します。

■実施方針に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容
(例)	2	I	1	(4) 4)	業務範囲	○○○○…
1						
2						
…						

別添のエクセルファイルにて
ご記入いただき提出ください。

■実施方針に対する意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容
(例)	2	I	1	(4) 4)	業務範囲	○○○○…
1						
2						
…						

別紙1 計画地案内図・施設配置図

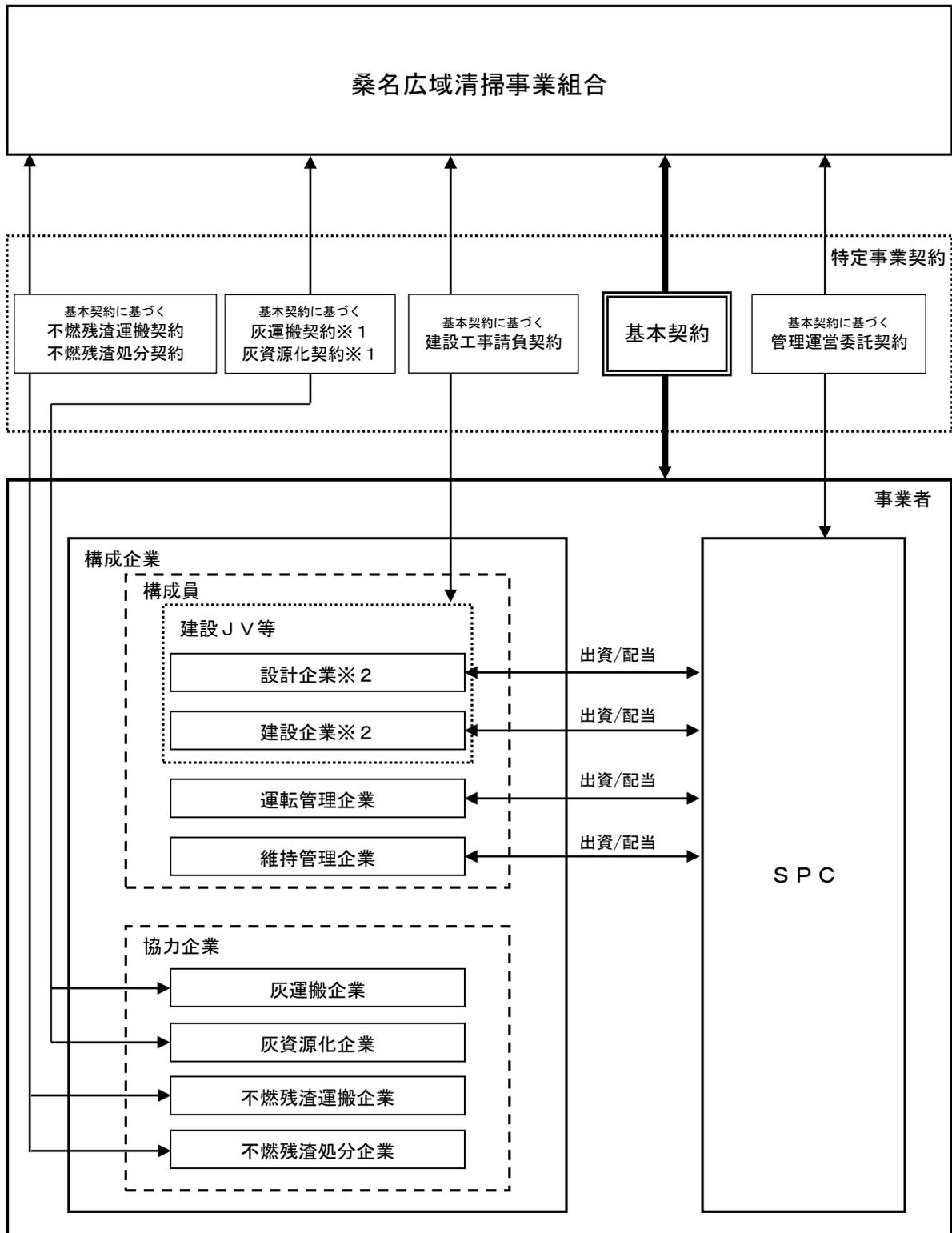


図1 計画地の案内図



図2 施設配置図

別紙 2 事業スキーム図



※ 1 : 事業者提案により事業者自ら実施する場合に締結

※ 2 : 建屋の設計企業及び建設企業は、構成員又は協力企業とする（協力企業の場合、SPCへの出資は不要）。

別紙3 予想されるリスク及び組合と事業者のリスク分担表（案）

	リスクの種類	リスクの内容	負担者※1	
			組合	事業者
共通	入札説明書リスク	入札説明書等の誤り、内容の変更に関するもの等	○	
	契約締結リスク	組合の事由により契約が結べない、契約締結が遅延する等	○	
		事業者の事由により契約が結べない、契約締結が遅延する等		○
	計画変更リスク	組合による事業の業務範囲の縮小、拡充等	○	
	近隣対応リスク	本施設の設置に対する住民反対運動等に関するもの	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査・建設、管理運營業務における騒音・振動・地盤沈下・臭気等に関するもの及び事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の新設・変更に関するもの	○	
		上記以外の法令の新設・変更に関するもの		○
	税制度変更リスク	本事業に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの	○	
		上記以外の税制度の新設・変更（事業者の利益に課される税制度の変更等）に関するもの		○
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募コスト	応募費用に関するもの		○
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ・デフレ（設計・建設に相当する部分）	○	△ ※2
		施設の供用開始後のインフレ・デフレ（管理運営に相当する部分）	○	△ ※2
	事故の発生リスク	設計・建設、管理運營業務における事故の発生		○
	事業の中止・遅延に関するリスク	議会を含む組合の事由によるもの	○	
		事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○
不可抗力リスク	天災・暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延・中止等	○	△ ※3	
費用増大リスク	組合が指示する要求水準書の不備・変更による費用（施設整備費及び管理運営費）の増大	○		
	事業者が提案した費用（施設整備費及び管理運営費）について、事業者の提案内容の不備による費用の増大		○	
設計段階	設計変更リスク	組合が指示する要求水準書の不備・変更による設計変更による計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備・変更による設計変更による計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査の誤りリスク	組合が実施した測量・地質調査部分に関するもの（調査のうち解析結果等は除く）	○	

	リスクの種類	リスクの内容	負担者※1	
			組合	事業者
		事業者が実施した測量・地質調査部分に関するもの		○
	建設着工遅延リスク	組合の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
建設段階	工事遅延リスク	組合が指示する要求水準書の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準の不適合（施工不良を含む）		○
管理運営段階	受入廃棄物の性状リスク	受入廃棄物の質に起因する管理運営費用の増大、事故等	○	△ ※4
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による管理運営費用の増大等	○	△ ※5
	性能リスク	要求水準の不適合		○ ※6
	缶類圧縮成形品、カレット、紙類、布類、金属類等の資源化リスク	予定していた資源化施設において受け入れできないこと等によるもの		○
	灰資源化リスク	予定していた資源化施設において受け入れできないこと等によるもの		○ ※7
	不燃残渣処分リスク	予定していた処理施設において受け入れできないこと等によるもの		○
事業終了時	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○ ※6

※1：○主分担、△従分担。

※2：一定の範囲内の物価変動は事業者負担。

※3：不可抗力の場合、事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。

※4：事業者が実施すべき確認を怠る等の事業者の業務が不適切な場合は、事業者が負担する。

※5：事業者が提案し、契約した委託料の構成（固定料金及び変動料金）について、事業者はリスクを負担する。

※6：組合の業務範囲を除く。

※7：事業者提案により、主灰・飛灰の資源化業務を事業者自ら行う場合に該当。